



平成 25 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア
代表者名 代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸
(コード：3773)
問合せ先 取締役 経営管理部長 立松 克己
(TEL. 03-5958-1031)

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 6 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に踏まえ、当社株式の売買単位を 100 株とするために、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割について

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株式名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の発行済み株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

株式分割前の発行済株式総数：	152,822 株
株式分割により増加する株式数：	15,129,378 株
株式分割後の発行済株式総数：	15,282,200 株
株式分割後の発行可能株式総数：	35,800,000 株

(注) 上記は平成 25 年 9 月 6 日時点の発行済株式の総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により、株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）
基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）
効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

(4) 新株予約権の行使価額の調整

株式の分割に伴い当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を、平成 25 年 10 月 1 日以降以下のとおり調整いたします。



	調整前行使価額	調整後行使価額
第7回株主総会および平成17年3月17日取締役会で決議し発行された新株予約権	100,000円	1,000円
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	117,000円	1,170円
第3回新株予約権	178,000円	1,780円

3. 単元株制度の採用について

(1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生日である平成25年10月1日（火曜日）をもって単元制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日：平成25年10月1日（火曜日）

（ご参考）上記の単元株制度採用に伴い、平成25年9月26日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日：平成25年10月1日（火曜日）

(3) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>358,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,800,000株</u> とする。
（新設）	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。
第7条～第37条（条文省略）	第8条～第38条（現行どおり）
（新設）	附則 <u>第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもて削除する。</u>

以上